

広島県告示第七百三十五号

広島県証紙条例（昭和三十九年広島県条例第二十八号）第五条第一項の規定によって、次のものを証紙売りさばき人に指定した。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

竹原市	名 称		
竹原市中央五丁目一番二五号	主たる事務所の所在地		
竹原市中央五丁目一番二五号	売りさばき所		
広島県収入証紙	売りさばきをする証紙の種類		